

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 7 - 関東 1 - 1
【提出書類】 発行登録追補書類
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2025年12月 5 日
【会社名】 小田急電鉄株式会社
【英訳名】 Odakyu Electric Railway Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】 取締役社長 鈴木 滋
【本店の所在の場所】 東京都渋谷区代々木 2 丁目28番12号
東京都新宿区西新宿 2 丁目 7 番 1 号 (本社事務所)
【電話番号】 03 (3349) 2526
【事務連絡者氏名】 I R 室 課長 相馬 慈
【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿 2 丁目 7 番 1 号 (本社事務所)
【電話番号】 03 (3349) 2526
【事務連絡者氏名】 I R 室 課長 相馬 慈
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債
【今回の募集金額】 第92回無担保社債 (5 年債) 10,000百万円
第93回無担保社債 (7 年債) 20,000百万円
計 30,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2025年 5 月16日
効力発生日	2025年 5 月24日
有効期限	2027年 5 月23日
発行登録番号	7 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 180,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合計額(円)	なし (なし)		減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しました。

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 180,000百万円
(180,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しました。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

銘柄	小田急電鉄株式会社第92回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000,000,000円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金10,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年1.641%
利払日	毎年6月25日および12月25日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2026年6月25日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月および12月の各25日にその日までの前半か年分を支払います。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。</p> <p>(3) 払込期日の翌日から2025年12月25日までの期間につき利息を計算するときおよび半か年に満たない利息を計算するときは、半か年の日割をもってこれを計算します。</p> <p>(4) 儻還期日後は利息をつけません。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記「（注）12. 元利金の支払」のとおりです。</p>
償還期限	2030年12月12日
償還の方法	<p>1. 儻還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 儻還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2030年12月12日にその総額を償還します。</p> <p>(2) 儻還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつもこれを行うことができます。</p> <p>3. 儻還元金の支払場所</p> <p>別記「（注）12. 元利金の支払」のとおりです。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし払込期日に払込金に振替充当します。申込証拠金には利息をつけません。
申込期間	2025年12月5日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2025年12月12日

振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はありません。
財務上の特約(担保提供制限)	当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内すでに発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第93回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）に担保権を設定する場合には、本社債にも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定します。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていません。担付切換条項とは純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいいます。

（注）

1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）からAA-の信用格付を2025年12月5日付で取得しています。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものです。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度についてのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではありません。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではありません。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれません。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動します。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものですが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性があります。

本社債の申込期間中に本社債についてJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されています。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

JCR：電話番号03-3544-7013

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができません。

3. 同一種類の社債

当社は、本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。以下同じ。）の社債を発行することができます。

4. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書きの要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債にかかる債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行います。

5. 財務代理人、発行代理人および支払代理人

（1）当社は、株式会社三井住友銀行（以下「財務代理人」という。）との間に2025年12月5日付小田急電鉄株式会社

第92回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド）財務代理契約を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務ならびに発行代理人および支払代理人としての事務を委託します。

（2）財務代理人は、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していません。

（3）財務代理人を変更する場合には、当社は本（注）7.に定められる方法により公告します。

6. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を失います。

（1）当社が別記「利息支払の方法」欄第1項または別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。

（2）当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。

（3）当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

（4）当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではありません。

（5）当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申し立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。

（6）当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

7. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し通知する場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行います。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（重複するものがあるときは、これを省略することができる。）によりこれを行います。

8. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供します。

9. 社債要項の変更

（1）本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）5.（1）を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議にかかる裁判所の認可を必要とします。

（2）前号の裁判所の認可を受けた社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとします。

10. 社債権者集会に関する事項

（1）本社債および本社債と同一の種類の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本（注）7.に定められる方法により公告します。

（2）本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行います。

（3）本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる社債を有する本種類の社債の社債権者は社債等振替法第86条第1項および第3項に定める書面を当社に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができます。

11. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とします。

（1）本（注）7.に定める公告に関する費用

（2）本（注）10.に定める社債権者集会に関する費用

12. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われます。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	3,300	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,700	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	2,000	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,500	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	500	
計		10,000	

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行社債（短期社債を除く。）（7年債）】

銘柄	小田急電鉄株式会社第93回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金20,000,000,000円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金20,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年1.949%
利払日	毎年6月25日および12月25日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつ け、2026年6月25日を第1回の支払期日としてその日までの 分を支払い、その後毎年6月および12月の各25日にその日ま での前半か年分を支払います。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払 は前銀行営業日にこれを繰り上げます。</p> <p>(3) 払込期日の翌日から2025年12月25日までの期間につき利息を 計算するときおよび半か年に満たない利息を計算するとき は、半か年の日割をもってこれを計算します。</p> <p>(4) 儻還期日後は利息をつけません。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記「（注）12. 元利金の支払」のとおりです。</p>
償還期限	2032年12月10日
償還の方法	<p>1. 儻還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 儻還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2032年12月10日にその総額を償還します。</p> <p>(2) 儻還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀 行営業日にこれを繰り上げます。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機 関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでも これを行なうことができます。</p> <p>3. 儻還元金の支払場所</p> <p>別記「（注）12. 元利金の支払」のとおりです。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし払込期日に払込金に振替充 当します。申込証拠金には利息をつけません。
申込期間	2025年12月5日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2025年12月12日

振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はありません。
財務上の特約(担保提供制限)	当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内ですでに発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第92回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）に担保権を設定する場合には、本社債にも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定します。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていません。担付切換条項とは純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するため担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいいます。

（注）

1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）からAA-の信用格付を2025年12月5日付で取得しています。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものです。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度についてのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではありません。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではありません。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれません。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動します。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものですが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性があります。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されています。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

JCR：電話番号03-3544-7013

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができません。

3. 同一種類の社債

当社は、本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。以下同じ。）の社債を発行することができます。

4. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書きの要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債にかかる債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行います。

5. 財務代理人、発行代理人および支払代理人

（1）当社は、株式会社みずほ銀行（以下「財務代理人」という。）との間に2025年12月5日付小田急電鉄株式会社第

93回無担保社債（社債間限定同順位特約付）財務及び発行・支払代理契約を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務ならびに発行代理人および支払代理人としての事務を委託します。

（2）財務代理人は、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していません。

（3）財務代理人を変更する場合には、当社は本（注）7.に定められる方法により公告します。

6. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を失います。

（1）当社が別記「利息支払の方法」欄第1項または別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。

（2）当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。

（3）当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

（4）当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではありません。

（5）当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申し立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。

（6）当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

7. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し通知する場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行います。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（重複するものがあるときは、これを省略することができる。）によりこれを行います。

8. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供します。

9. 社債要項の変更

（1）本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）5.（1）を除く。）の変更は、法令に定めがあるときは除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議にかかる裁判所の認可を必要とします。

（2）前号の裁判所の認可を受けた社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとします。

10. 社債権者集会に関する事項

（1）本社債および本社債と同一の種類の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本（注）7.に定められる方法により公告します。

（2）本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行います。

（3）本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる社債を有する本種類の社債の社債権者は社債等振替法第86条第1項および第3項に定める書面を当社に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができます。

11. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とします。

（1）本（注）7.に定める公告に関する費用

（2）本（注）10.に定める社債権者集会に関する費用

12. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われます。

4 【社債の引受け及び社債管理の委託（7年債）】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	7,400	1.引受人は本社債の全額につき共同して買取引受を行います。 2.本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金37.5銭とします。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	5,000	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	3,600	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	3,000	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	1,000	
計		20,000	

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
30,000	137	29,862

(注)上記の払込金額の総額は、第92回無担保社債（サステナビリティボンド）および第93回無担保社債の合計金額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額29,862百万円のうち、第92回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド）の差引手取概算額である9,950百万円については、全額を「クリーン輸送（鉄道車両の新造・更新等）」および「鉄道関連インフラの改修・更新による安全性向上」に要する新規投資に2028年3月末までに充当する予定です。

第93回無担保社債（社債間限定同順位特約付）の差引手取概算額である19,912百万円については、10,000百万円を借入金返済資金として2025年12月末までに、残額を2025年12月12日に第63回無担保社債（社債間限定同順位特約付）10,000百万円を償還したことにより減少する手元資金に充当する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<小田急電鉄株式会社第92回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド）に関する情報>

サステナビリティボンドとしての適格性について

当社は、サステナビリティボンドの発行を含むサステナビリティファイナンス等（後記「サステナビリティファイナンス・フレームワークについて」で定義する。以下同じ。）の実施のために「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2025」（注1）、「ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2025」（注2）、「サステナビリティボンド・ガイドライン（Sustainability Bond Guidelines）2021」（注3）、「グリーンローン原則（Green Loan Principles）2025」（注4）、「ソーシャルローン原則（Social Loan Principles）2025」（注5）、「グリーンボンドガイドライン（2024年版）」（注6）、「グリーンローンガイドライン（2024年版）」（注7）および「ソーシャルボンドガイドライン（2021年版）」（注8）（以下総称して「原則等」という。）に即したサステナビリティファイナンス・フレームワーク（以下「本フレームワーク」という。）を策定し、第三者評価機関である株式会社格付投資情報センターより本フレームワークが原則等に適合する旨のセカンドオピニオンを取得しております。

(注1) 「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2025」とは、国際資本市場協会（以下「ICMA」という。）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「グリーンボンド原則」といいます。

(注2) 「ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2025」とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されているソーシャルボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「ソーシャルボンド原則」といいます。

(注3) 「サステナビリティボンド・ガイドライン（Sustainability Bond Guidelines）2021」とは、ICMAにより策定されているサステナビリティボンドの発行に係るガイドラインをいいます。

(注4) 「グリーンローン原則（Green Loan Principles）2025」とは、ローン市場協会（LMA）、アジア太平洋地域ローン市場協会（APLMA）およびローンシンジケーション・トレーディング協会（LSTA）（以下「LMA等」という。）により策定された環境分野に使途を限定する融資のガイドラインをいい、以下「グリーンローン原則」といいます。

(注5) 「ソーシャルローン原則（Social Loan Principles）2025」とは、LMA等により策定された社会的分野に使途を限定する融資のガイドラインをいいます。

(注6) 「グリーンボンドガイドライン（2024年版）」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2024年11月に最終改訂したガイドラインをいいます。

(注7) 「グリーンローンガイドライン（2024年版）」とは、グリーンローン原則との整合性に配慮しつつ、借り手、貸し手その他の関係機関の実務担当者がグリーンローンに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンローンを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2020年3月に策定・公表し、2024年11月に最終改訂したガイドラインをいいます。

(注8) 「ソーシャルボンドガイドライン（2021年版）」とは、ソーシャルボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がソーシャルボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、ソーシャルボンドを国内でさらに普及させることを目的に、金融庁が2021年10月に策定・公表したガイドラインをいいます。

サステナビリティファイナンス・フレームワークについて

当社は、原則等が定める4つの要件（調達資金の使途、プロジェクトの評価と選定プロセス、調達資金の管理、レポーティング）に適合する本フレームワークを以下のとおり策定しました。

なお、本フレームワークは、以下の3種類のファイナンス（これらを個別にまたは総称して「サステナビリティファイナンス等」）を対象とします。

種別	内容
グリーンファイナンス	グリーン適格事業のみを資金使途とするファイナンス
ソーシャルファイナンス	ソーシャル適格事業のみを資金使途とするファイナンス

サステナビリティファイナンス	グリーン適格事業およびソーシャル適格事業の双方を資金使途とするファイナンス
----------------	---------------------------------------

1. 調達資金の使途

サステナビリティファイナンス等により調達された資金は、当社グループのマテリアリティ（重要テーマ）と整合する、以下の適格クライテリアを満たす新規投資および／または既存投資のリファイナンスに充当します。

既存投資へのリファイナンスに充当する場合、環境配慮型建築物関連に充当される場合を除き、サステナビリティファイナンス等の実行から遡って36ヶ月以内に実施した適格事業への支出に限定します。

＜適格クライテリア＞

グリーン適格事業

グリーンボンド原則の カテゴリ	適格事業／クライテリア
クリーン輸送	<p>鉄道車両の新造・改造・更新</p> <p>鉄道関連設備および施設の建設・改修・維持・更新</p>
気候変動適応	<p>気候変動により多発する傾向にある大雨・土砂災害等に備えた鉄道事業に関する自然災害対策</p> <p>・小田急線敷地内における法面補強による土砂災害対策 等</p>
グリーンビルディング／ エネルギー効率	<p>サステナビリティファイナンス等実行時点において有効な、以下のいずれかの建物認証を取得・更新済み、または将来取得・更新予定の環境配慮型建築物の建設または取得。なお、有効期限を設けていない認証については、サステナビリティファイナンス等実行時点から遡り36ヶ月以内に認証を取得済みまたは認証を将来取得予定の建築物を対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CASBEE建築（新築）・不動産におけるAランク以上 ・DBJ Green Building認証における3つ星以上 ・LEED認証におけるSilver以上 ・ZEB・ZEH・ZEH-MにおけるOriented以上

ソーシャル適格事業

ソーシャルボンド原則の カテゴリ	適格事業／クライテリア
手ごろな価格の 基本的インフラ設備	<p>鉄道関連インフラの改修・更新による安全性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設の耐震補強 ・踏切障害物検知装置の高機能化 ・車内防犯カメラの設置 等 <p>[受益層]</p> <p>高齢者・障がい者を含む、鉄道サービス利用者・沿線地域住民</p>
手ごろな価格の 基本的インフラ設備／ 社会経済的向上と エンパワーメント	<p>子育て応援施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て応援車の整備 ・おむつ自販機・ベビーケアルームの導入・維持 等 <p>[受益層]</p> <p>子育て世代</p>

2. プロジェクトの評価と選定プロセス

調達資金を充当する対象事業は、前述の「1. 調達資金の使途」で定める適格クライテリアへの適合状況に基づき、当社の財務部および経営戦略部が選定し、取締役社長が最終決裁を行います。さらにサステナビリティ担当執行役員が委員長を務めるサステナビリティ推進委員会にて、プロジェクト選定に関する報告を行います。

なお、当社では、資金使途の選定にあたり対象事業のすべてに対して、環境・社会リスク低減のため、以下の項目について対応していることを確認します。

- 事業実施の所在地の国・地方自治体にて求められる環境関連法令等の遵守と、必要に応じた環境への影響調査の実施
- 事業実施にあたり、必要に応じた地域住民への十分な説明の実施

3. 調達資金の管理

サステナビリティファイナンス等で調達した資金の充当と管理は、当社の財務部が担当します。当社は適格クライテリアに合致したプロジェクトへの充当状況を、内部管理システムを用いて年次で管理します。未充当資金は、充当までの間、現金または現金同等物として管理します。

4. レポート

適格事業への資金充当状況（資金充当レポート）については、調達資金の全額が充当されるまでの間、また適格事業による環境・社会への効果（インパクト・レポート）については、原則としてサステナビリティファイナンス等の残高がある限り、以下の指標に基づき、年に一回、実務上可能な範囲で当社ウェブサイトにて開示します。ただし、ローンにおいては、必要に応じて貸し手のみへの報告となる場合があります。

なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じる等の重要な事象が生じた場合は、適時に開示または貸し手に対して報告（ローンにおいて必要な場合のみ）します。

（1）資金充当レポート

- 充当されたプロジェクトのリストおよび充当済み金額
- 未充当資金の金額および運用方法、充当予定期間
- 調達資金のうちリファイナンスに充当された部分の概算金額（または割合）

（2）インパクト・レポート

グリーン適格事業

グリーンボンド原則の カテゴリ	適格事業	環境改善効果
クリーン輸送	鉄道車両の新造・改造・更新	以下の指標のいずれかまたはすべてを開示 ・鉄道運行に関する年間消費電力量 ・輸送量当たりのCO ₂ 排出量 (g-CO ₂ /人・km) ・新規導入車両による従来型車両比エネルギー削減量または削減割合 ・資金使途となった車両の新規導入数
	鉄道関連設備および施設の建設・改修・維持・更新	・鉄道関連設備および施設の建設・改修・維持・更新の内容
気候変動適応	鉄道事業に関する自然災害対策	・自然災害対策エリア範囲や整備箇所を含む適格プロジェクトの概要 ・期待される効果
グリーンビルディング/ エネルギー効率	環境配慮型建築物の建設または取得	・適格事業の概要 ・取得する認証の種類とレベル

ソーシャル適格事業

ソーシャルボンド原則の カテゴリ	適格事業	社会的効果		
		アウトプット	アウトカム	インパクト

手ごろな価格の 基本的インフラ設備	鉄道関連インフラ の改修・更新による 安全性向上	以下の指標のいづ れかまたはすべて を開示 ・適格事業の概要 ・資金使途となつ た安全対策を実 施した施設数、 車両導入数	適格事業対象とな る、駅施設や車両 等の利用者状況 (資金使途となつ た駅の年間利用者 数、資金使途と なった車両導入路 線における年間輸 送人員等)	安全・安心を最優 先した公共交通 サービスの提供
手ごろな価格の 基本的インフラ設備 / 社会経済的向上と エンパワーメント	子育て応援施策	以下の指標のいづ れかまたはすべて を開示 ・適格事業の概要 ・資金使途となつ た子育て応援施 策を実施した施 設数、車両導入 数	適格事業対象とな る、駅施設や車両 等の利用者状況 (資金使途となつ た駅の年間利用者 数、資金使途と なった車両導入路 線における年間輸 送人員等)	子育てしやすい沿 線をつくり、少子 高齢化問題の改善 に貢献

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照ください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第104期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月27日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

事業年度 第105期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月14日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2025年12月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年7月1日に関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2025年12月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の4の規定に基づく臨時報告書を2025年7月28日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（2025年12月5日）までの間において生じた変更およびその他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その作成時点での予想や一定の前提に基づいており、その達成および将来の業績を保証するものではありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

小田急電鉄株式会社本店

（東京都渋谷区代々木2丁目28番12号）

小田急電鉄株式会社本社事務所

（東京都新宿区西新宿2丁目7番1号）

（注）本社業務は上記本社事務所において行っております。

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。